

第55回 生命倫理・安全部会	資料55-1
令和6年9月24日～27日	

第12期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の活動状況等の報告

令和6年9月24日

第12期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会各専門委員会における活動状況（令和6年9月時点）は以下のとおり。

1. 厚生労働省におけるゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用に係る検討状況について

- 厚生労働省の厚生科学審議会科学技術部会ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する専門委員会において、「議論の整理」（令和2年1月7日）がとりまとめられ、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用に対しては、我が国においても規制の実効性が現状の制度以上に担保できるような制度的枠組を設けることが必要であり、法律による規制が必要と判断された。
- これに関する厚生労働省の検討状況や今後の予定等について、ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会において報告することとしたい（上記厚生労働省専門委員会等との同時開催予定）。

2. 人を対象とする生命倫理・医学系研究に関する専門委員会について

「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（令和6年6月27日、個人情報保護委員会事務局）等を踏まえ、必要が生じた場合には、人を対象とする生命倫理・医学系研究に関する専門委員会を開催することとしたい（同委員会は既に設置されており、状況に応じて委員委嘱を進めてまいりたい）。

3. 遺伝子組換え研究の規制の見直しの検討状況について

前回部会（令和6年3月14日）において、遺伝子組換え技術等専門委員会において検討することとした大臣確認制度の見直しについて、検討状況は以下のとおり。

- ① 新型インフルエンザ特措法のもとで政府対策本部が設置された状況

下での大臣手続の見直し案について

同委員会での議論を踏まえ、カルタヘナ法第十三条第一項及び同法施行規則第十六条第一号に基づき、主務大臣の確認の適用除外として、「人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする必要がある場合」について、パブリック・コメントを実施のうえ、新たな告示を制定してまいりたい。

② 大臣の確認を必要とする遺伝子組換え生物等の範囲

遺伝子組換え技術等専門委員会において、関係者ヒアリングを実施し、見直しの方向性を整理した。今後は、同方向性を踏まえた省令等の改正案についての検討のうえ、パブリック・コメント等を行ってまいりたい。

以上